

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)	
5057	5057139			z02001	全省庁		債権譲渡の譲渡先について、金融機関のほか、特定目的会社等を含め譲渡禁止特約を解除済み	d		債権譲渡禁止特約の解除については既に実施している。 なお、各省統一なルールが策定されれば、当院としてはそれに則り対応することとなる。		(社)日本経済団体連合会	139	A	国・地方公共団体向け金銭債権の証券化に係る譲渡禁止特約の解除	各省庁・地方公共団体向け金銭債権につき、遅やかに譲渡禁止特約を廃止すべきである。そのため、各省庁共通のルール(譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とする。事前承認手続を大幅に簡素化する。債権譲渡に対する取扱いを統一する)を策定し、売買契約・請負契約に反映すべきである。地方公共団体についても同様の統一な取扱いをすべきである。		資産流動化を促進する上で、債権譲渡禁止特約の存在が障害となっている。債権譲渡禁止特約の廃止に向けて、各省庁、地方自治体が共通ルールの下で着実に取り組むことが求められる。		全省庁、地方公共団体	国の機関及び地方公共団体向け金銭債権については、譲渡禁止特約が付されていることが多く、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。近年、一部の省庁においては事前に承認を得ることにより譲渡を認めたり、特定の譲渡先については債権譲渡禁止事項適用の例外とする等、企業における先掛債権を活用した資金調達を支援・促進が図られている。しかしながら、依然として省庁による対応のバラツキ、事前承認手続きの煩雑さ、不透明さ等の問題が残されている。
5066	5066004			z02002	全省庁		債権譲渡の譲渡先について、金融機関のほか、特定目的会社等を含め譲渡禁止特約を解除済み	d		対応済み		社団法人リース事業協会	4	A	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。	各省庁及び地方自治体ごとに対応が異なり、引き続き、統一かつ早急な対応が求められる。		全省庁、地方自治体		
5077	5077001			z02003	人事院、総務省、厚生労働省	国家公務員の育児休業等に関する法律第3条第1項	育児休業の取得は、同一の子について、原則として1回に限られている。ただし、人事院規則で定める特別の事情がある場合には再度の育児休業が認められており、その特別の事情の一つとして、職員と配偶者が交互に子を養育することが限定的に認められている。これにより、現行制度の下でも、職員が育児休業の承認の請求の際に任命権者に対して育児休業計画書を提出し、職員の育児休業終了に引き続いて配偶者が3か月以上にわたって子を常態として養育した場合には、職員は一回に限り再度の育児休業を請求することができる。	a		育児を行う職員が職務を完全に離れることなく(育児の責任も果たせるよう、常勤職員のまま1週間当たりの勤務時間を短くすることができる育児のための短時間勤務制の導入に向けて人事院において検討中。短時間勤務における勤務形態の1つとして、1週間のうち2日半勤務する形態を導入する予定であり、この場合、例えば、夫は月曜日(8時間)、火曜日(8時間)、水曜日の午前中(4時間)、妻は水曜日の午後(4時間)、木曜日(8時間)、金曜日(8時間)のような形で、夫婦が交替に育児を行うことが可能となる。		新産市	1	A	育児休業取得方法の柔軟化	育児休業について、民間労働者は子が1歳に達する日までの間に、また国家公務員及び地方公務員は子が3歳に達する日までの間に、原則としてそれぞれ全日・長期の休業を一人につき1回取得できると保障されている。現状でも、各育児休業法に示されたものより労働者に有利な条件を設定することは、労働者の福祉の増進を目的とする法律の趣旨からも当然許されるものであるが、その数量は事業主に委ねられている状態である。男女がともに職業生活と家庭生活を両立していくことが望ましい中で、現実には、夫婦の勤務先により育児休業制度が異なっている。両者が育児休業制度を利用して育児に参加しようとする際の妨げとなる。また、長期を単位とする休業は、特に男性の取得者数が伸び悩む一因となっている。そこで、例えば、1週間を単位として夫婦が交互に育児休業を取得できるよう、取得方法の柔軟化、選択肢の拡大について、官民ともに最低基準の全国的な底上げを図っていただきたい。	現下の制度下で育児休業を取得しようとした場合、どうしても長期休業をざるを得ないため、職業技能の低下やキャリア形成への影響を心配し、男性の取得者が伸び悩んでいる。また、男性の育児取得が進まない理由としては、「職場で男性が取得する雰囲気がない」という職場や社会の風潮が挙げられる。そこで、1週間という短期間を単位として夫婦が交互に取得できるようにすれば、男性もこれまでよりも気軽に育児休業を取得できるようになると考えられる。後々にでも男性の育児取得者が増えれば、依然として残る「育児は女性」という社会全体の意識を変えていくことができるのではないかと。また、育児休業の選択肢が増えることで、これまでの女性の育児負担が軽減され、出産退職を減らし、出産後の復職の可能性が向上することも考えられる。さらには、両親が自らの手で子どもを育てることで、保育所の需要が緩和され、待機児童の減少や自治体の逼迫した財政状況の改善につながるという効果もある。そして、何よりも親子の絆を深めるといった効果も見込まれるところであり、少子化対策を考えた上でも大変重要である。	本市は、次世代育成支援対策推進法に基づき「特定事業主」として、特定事業主行動計画を策定し、男性職員の育児休業、部分休業の取得率を平成21年度までに5%以上とする。ことを目標に掲げているが、これまで男性職員の育児休業取得率は1人もいないのが現状である。また、全国的に見ても男性の育児取得率は0.5%にとどまっている(平成16年度厚労省調べ)。この原因として、「育児は女性」という意識を持つ男性が依然として多いこと、長期間の育児休業により職場を離れることへの抵抗感があると考えられる。新聞報道等では、育児に当たっては利用しやすい労働環境の整備を望む声が高まっている。また取得単位を短くするなど利用しやすい制度が整備されれば男性でも育児休業の取得が進むことが明らかになっている。そこで、1週間を単位として夫婦が交互に育児休業を取得できるよう育児休業の取得方法の柔軟化、選択肢の拡大をお願するものだが、制度の改善に当たっては、夫婦の勤務先により利用できる制度に差があることは結局のところ利用の促進にはつながらないため、民間事業者・公務員の別なく全国的な制度改善を要望するものである。	人事院、総務省、厚生労働省	〔添付資料〕 平成18年6月21日付け日経新聞 平成18年6月25日付け毎日新聞 本市では、市役所職員が1週間以上の単位で交互に育児休業を取得できるよう条例改正等を行う方向で検討を進めている。(平成18年9月定例会市議会に上程予定)	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5083	5083004			z02004	全省庁		人事院には審議会は設置されていない。					特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会	4	A	政府省庁の審議会は原則的に公開(傍聴可能)とすべき	例えば厚生労働省の審議会(厚生科学審議会地域保健健康増進対策部会や中央社会保険医療協議会など)は公開(傍聴可能)で、事前にホームページで広報させている。しかし、例えば財務省の財政制度等審議会(たばこ事業等文科会、税制調査会など)は、財務省のホームページの週間予定には掲載されているが、非公開となっている。これら審議会等は、公開(傍聴可能)とすべきである。	政策決定のための審議会の審議を国民が傍聴することにより、審議の透明性が高まり、かつ国民も情報を速やかに知ることにより、早期の情報入手と対応が可能になる。	政府省庁の審議会の資料が後日(1~2週間後)そのホームページで公開され、1~数カ月後には議事録が公開されているようであるが、国民が審議情報の詳細を知るには余りにタイムラグがあり過ぎる。 マスメディアにのみ公開したり、会后、審議会長が記者発表や会見をする場合もあるが、あわせて公開(傍聴可能)を制度化すべきである。 動きが早くなっている政策決定や実施にあたって、国民の知る権利を保障し、合意形成を進めるためには、これは不可欠な制度である。		全省庁	